

行政手続法の施行に伴う審査基準等の設定について（抜粋）

（平成 6 年 10 月 31 日）

（健政発第 782 号）

（各都道府県知事あて厚生省健康政策局長通知）

医療法等に規定する申請に対する処分又は不利益処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）に規定する審査基準、標準処理期間及び処分基準については、別紙のとおりとしたので、通知する。

貴職においては、行政手続法の趣旨を踏まえ、関係部局において周知されるとともに、法令において貴職を経由することとされている事務については、申請等の窓口となっている事務所に本通知を備え付けること等により、国民の便宜に資するよう特段の配慮をお願いする。

別添 1

申請に対する処分に係る審査基準

- 1 医療法及び医療法施行規則関係については、別表第 1 の審査基準の欄の通知をもって同表に規定する申請に対する処分の審査基準とする。

別表第 1 医療法及び医療法施行規則関係

処分の類型	根拠条項	審査基準
特定機能病院の名称の承認	医療法 第 4 条の 2 第 1 項	医療法の一部を改正する法律の一部の施行について（平成 5 年 2 月 15 日健政発第 98 号）
医療法人の設立認可	医療法 第 44 条第 1 項	医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について（昭和 61 年 6 月 26 日健政発第 410 号）
医療法人の理事数の例外の認可	医療法 第 46 条の 2 第 1 項	医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について（昭和 61 年 6 月 26 日健政発第 410 号）
医師、歯科医師以外の者を理事長とする認可	医療法 第 46 条の 3 第 1 項	医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について（昭和 61 年 6 月 26 日健政発第 410 号）
管理者を医療法人の理事に加えない認可	医療法 第 47 条第 1 項	医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について（昭和 61 年 6 月 26 日健政発第 410 号）
定款又は寄附行為の	医療法 第 50 条第 1	医療法人制度の改正及び都道府県医療審議

変更の認可	項	会について(昭和61年6月26日健政発第410号)
医療法人の解散の認可	医療法 第55条第3項	医療法の一部を改正する法律の施行に関する件(昭和25年8月2日厚生省発医第98号)
医療法人の合併の認可	医療法 第57条第4項	医療法の一部を改正する法律の施行に関する件(昭和25年8月2日厚生省発医第98号) 医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について(昭和61年6月26日健政発第410号)
特殊診療科名広告の許可	医療法 第70条第2項	麻酔科の標傍の許可について(昭和35年3月14日医発第183号)
診療用放射性同位元素等の廃棄受託者の指定	医療法施行規則 第30条の14の2第1項	医療法施行規則第30条の14の2第1項の規定に基づく廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備に係る技術上の基準(昭和57年8月15日厚生省告示第145号)

(注) 医療法人に関する処分については、厚生大臣所管の医療法人についての審査基準を定めたものである。

別添2

申請に対する処分に係る標準処理期間

1 医療法及び医療法施行規則関係については、別表第1に定めるとおりとする。

別表第1 医療法及び医療法施行規則関係

処分の類型	根拠条項	標準処理期間	
		処分期間	経由期間 (調査期間を含む)
特定機能病院の名称の承認	医療法 第4条の2第1項	1月	—
医療法人の設立認可	医療法 第44条第1項	6週間 * (病院又は老人保健施設を開設する場合については、2月)	6週間

医療法人の理事数の例 外の認可	医療法 第 46 条の 2 第 1 項	6 週間	6 週間
医師、歯科医師以外の者 を理事長とする認可	医療法 第 46 条の 3 第 1 項	6 週間	6 週間
管理者を医療法人の理 事に加えない認可	医療法 第 47 条第 1 項	6 週間	6 週間
定款又は寄附行為の変 更の認可	医療法 第 50 条第 1 項	6 週間 (病院又は老人保健 施設を開設する場 合については、2 月)	6 週間
医療法人の解散の認可	医療法 第 55 条第 3 項	6 週間 *	6 週間
社団たる医療法人の残 余財産の処分の認可	医療法 第 56 条第 2 項	6 週間	6 週間
財団たる医療法人の残 余財産の処分の認可	医療法 第 56 条第 3 項	6 週間	6 週間
医療法人の合併の認可	医療法 第 57 条第 4 項	6 週間	6 週間
特殊診療科名広告の許 可	医療法 第 70 条第 2 項	3 月	1 月
診療用放射性同位元素 等の廃棄受託者の指定	医療法施行規則 第 30 条の 14 の 2 第 1 項	3 月	—

(注 1) *印のあるものについては、医療審議会医療法人部会の終了日を標準処理期間の起算日とする。

(注 2) 医療法人に関する処分については、厚生大臣所管の医療法人についての審査期間を定めたものである。

別添 3

不利益処分に係る処分基準

- 1 医療法関係については、別表第 1 の処分基準の欄の通知をもって同表に規定する不利益処分の処分基準とする。

別表第 1 医療法関係

処分の類型	根拠条項	処分基準
特定機能病院の承認の取消	医療法 第 29 条第 3 項	医療法の一部を改正する法律の一部の施行について(平成 5 年 2 月 15 日健政発第 98 号)
医療法人への必要な措置の命令	医療法 第 64 条第 1 項	医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について(昭和 61 年 6 月 26 日健政発第 410 号) 病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について(平成 2 年 3 月 1 日健政発第 110 号)
医療法人の業務の停止命令	医療法 第 64 条第 2 項	医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について(昭和 61 年 6 月 26 日健政発第 410 号) 病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について(平成 2 年 3 月 1 日健政発第 110 号)
医療法人の設立認可の取消	医療法 第 66 条第 1 項	医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について(昭和 61 年 6 月 26 日健政発第 410 号) 病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について(平成 2 年 3 月 1 日健政発第 110 号)

(注) 医療法人に関する処分については、厚生大臣所管の医療法人についての処分基準を定めたものである。